

## 児童虐待の防止について

今年上半期の警察による児童虐待の検挙件数と検挙人数は181件、199人であり、過去最大となった。また、厚生労働省によると、平成21年度に全国の児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数も4万4211件を数え、過去最多となっている。

児童虐待防止法第6条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを児童相談所等に通告しなければならないと義務化されているものの、死亡にまで至った心中以外の児童虐待事例のうち、実際に虐待通告があったケースは、11%程度にとどまっているのが現状である。

児童虐待の防止には、住民をはじめ、教育や医療などの子どもにかかわる機関等からの速やかな通告及び児童相談所と警察、その他関係機関の連携・協力による迅速な対応が必要不可欠であり、国を挙げて官民一体となった体制強化が望まれる。

もちろん、児童虐待の防止の中心的な役割を担うのは児童相談所であることはいうまでもなく、各自治体において、児童相談所職員や児童家庭相談担当職員を増員しているが、急増する虐待相談の対応に追われ、職員の身体的、精神的負担が増大している状況にあることから、児童相談所及び市区町村の児童家庭相談体制について、国による配置基準の見直しや財政支援が必要な状況になっている。

さらに、虐待等により家庭での生活が困難となった児童については、児童養護施設等において、家庭的な養育環境のもと、心理的ケアや学習指導、家庭復帰のための支援など、きめ細かなケアを図ることが求められている。

以上のことから、下記の事項について強く要望するものである。

### 記

児童虐待の通告が住民や関係機関から速やかに行われるよう、通告義務に関して国民への周知徹底を図ること。

児童虐待防止に向け、児童相談所、保健、医療、教育、警察、消防、その他関係機関の連携を強固にし、関係機関の垣根を越えた虐待防止施策の展開を現場において可能とするため、国においても省庁横断的な官民共同体制を構築すること。

児童相談所における児童虐待対応力の増強を図るため、児童福祉司の配置基準の更なる見直しを行うとともに、児童心理司、医師等の配置基準を設け、必要な財政支援を行うこと。

市区町村における児童福祉司たる資格を有する職員の配置、児童家庭相談担当職員の専門性の向上等、児童虐待対応力の向上のため、より積極的な財政支援を行うこと。

要保護児童が入所する児童養護施設等において、児童の処遇向上、施設の負担軽減を図るため、職員の配置基準の見直しによる措置費の底上げ、新たな加算制度の創設、施設整備における補助基準の見直し等、必要な財政支援を行うこと。

平成22年 月 日

総務大臣 片山善博様  
財務大臣 野田佳彦様  
厚生労働大臣 細川律夫様

九都県市首脳会議

座長 東京都知事 石原 慎太郎  
埼玉県知事 上田 清司  
千葉県知事 森田 健作  
神奈川県知事 松沢 成文  
横浜市長 林 文子  
川崎市長 阿部 孝夫  
千葉市長 熊谷 俊人  
さいたま市長 清水 勇人  
相模原市長 加山 俊夫